

令和6年（2024年）12月6日
教育委員会資料
教育委員会事務局学務課

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師のパートナーシップ関係の相手方に係る 遺族補償一時金の支給制度について

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下、「学校医等」とする。）が公務上の災害に起因して死亡した場合、同性パートナーを遺族補償の受給対象者とする制度を新設する。

1 遺族補償制度の新設

（1）名称

（仮称）「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師のパートナーシップ関係の相手方に係るパートナー補償に関する要綱」

（2）概要

ア 学校医等の公務上の災害補償制度である「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」では、同性パートナーを遺族補償の受給対象としていないことから、同性パートナーを遺族補償の受給対象とする。

イ パートナー補償の補償内容及び支給方法は、遺族補償一時金を支給して行うものとする。

ウ 財源は、全額区の一般財源とし、補正予算等により対応する。

2 施行日

令和7年1月1日